

江戸時代前期における朝儀の復活

—— 御七日御修法の再興をめぐる ——

川 嶋 將 生

はじめに

元和九年（一六二三）正月、長祿以降、長く中絶していた後七日御修法が再興され、仮道場となった紫宸殿において法会が執り行われた。後七日御修法とは、『密教大辞典』によると、「毎年正月八日より十四日まで一七日間、宮中真言院（現在は東寺灌頂院）に於て秘密真言の大法を勤修し、以て玉体安穩・皇祚無窮・鎮護国家・五穀豊穰を祈り奉る厳儀」であり、承和元年（八三四）以来、宮中真言院において執行されていたものであったが、中世後期にはしばしば中絶の事態に陥っていた。長祿四年（一四六〇）に再興されたにもかかわらず、翌年には早くも中断されて、それ以後執り行われることなく、江戸時代を迎えていたのである。

ところで一六世紀後半、後陽成天皇から以後、さまざまな朝儀が再興されていったことは、これまでも諸氏によって論じられているところだが、それらの議論のなかで、国家の安穩を祈る朝廷の宗教儀礼、後七日御修法については、その事実が指摘されることはあっても、そのことの意味について論じられることは少なかった。後七日御修法が元和年間に再興された事実は、すでに辞典類をはじめとして諸書に記述され周知のものとなっているが、^①しかし再興に至る経過や再興の意義などについては、まだ論ずるべきことが残されていると考えられる。

本稿はこの後七日御修法の再興問題を、江戸時代前期における朝儀復興問題のなかに位置づけ、その意味を考察するものである。

一、再興に至る経過

後七日御修法（以下、後七日法と略すこともある）は、平安時代より朝廷における年頭の重要な儀式として、例年、東寺長者によって行われてきたもので、^②その具体相については、諸種の記録や『東寺百合文書』「ろ」「ふ」函中に納められた天仁三年（一一一〇）以降の「後七日御修法請僧交名并裏書統紙」などによって知ることができる。

先にもふれたように、後七日御修法は室町時代に中断していたものが、長祿四年（一四六〇）に再興された。しかしその再興後、理由は不明だが、以後も継続したものとはならず、再興の翌年にはふたたび中断されて、元和九年に至っていたのである。この長祿四年の再興問題については、最近、井原今朝男氏が言及されているので、^③本稿ではふれないが、その後、再興に関する儀が起ることはなかった。ただ天正八年（一五八〇）に、

御齋会真言院後七日法者、被移日国漢朝風範為万国之厄難五穀豊饒、始自承和之曆青陽初節、三国同日被修嚴重秘法之処、近年退転歎思

義演を中心にした後七日法再興の経過

文禄3、7	義演、東寺長者に補任される。
文禄5、正、9	来年、再興したき旨、申沙汰の心中。
慶長2、正、8	再興、内々申沙汰の心中、作障故、打過ぎる。
慶長3、正、15	当年、再興あるべきかの旨、伝奏まで窺う。
慶長4、正、8	当職中、再興したき念願。天皇、不予につき申し入れに及ばず。
慶長5、正、8	近年、再興申し入れたき心中も成就せず。朝家、臣下にその仁躰なき故歟。
慶長6、正、8	再興を望むも今年も空しく過ぎる。朝家・自宗、共に零落の故か
元和8、12、朔	再興につき、近日、勅使が下ると。

食者也、早為当国之役被申沙汰者、尤可為神妙之旨、依 綸命執達如件、

天正八年三月十六日

伊達左京大夫殿

右少弁

万里小路充房也、

と、伊達左京大夫に対して御修法についての正親町天皇綸旨が出されている。伊達左京大夫とは伊達輝宗と考えられるが、この史料は孤立したものであり、万里小路充房と親交のあった吉田兼見の『兼見卿記』他、関連する史料もみあたらない。したがってこの時期、再興に関するなんらかの動きがあったのか、またその動きのなかで伊達輝宗の役割はどのようなものであったのか、こうした綸旨がなぜ伊達輝宗に対して発給されたのか、といったことは、現在のところ不明である。

井原今朝男氏は、前掲書のなかで、天正年間、正親町天皇と織田信長の間で、年頭に朝廷が行う法会である太元帥法復興について交渉していた経過を興味深く分析されたうえで、「天下をとった信長といえども、天

皇とともに太元帥法という国家鎮護の護国法会を京都でも田舎でも復興せざるをえなかった」(二七六頁)と述べられている。太元帥法再興の動きのなかで、一方では後七日法もまた再興の動きが、正親町天皇を中心に進められていたのであった。しかし結局、この時の再興の動きは、現にはいたらなかった。

ところが、醍醐寺の義演が東寺長者に補任された文禄三年(一五九四)から事態に変化が起こり始めた。それ以後から再興に至るまでの経過の概略については、表に示した通りだが、史料の示すところでは、義演が、後七日御修法再興の意志を朝廷側に伝えた最初は、文禄五年正月九日のことであった。そのことについて義演は、日記に次のように記している。

後七日御修法、応仁已来退転、尤無念候、来年是非申沙汰之心中也、予去年七月長者補任、後七日再興祈念外無他事、

義演が東寺長者に補任されたのは、文禄三年七月一六日のこと。⑤右の文面は、自分が東寺長者となったのは、あたかも後七日御修法を再興するためである、といわんばかりの心意気を示しているが、これも、『後七日御修法雑集 上』に、「自爾以来永成恒例、代々東寺長者大阿闍梨所被勤修也」と語られるように、後七日御修法が東寺長者にとってのもっとも重要な法会の一つであったからにはかならない。

しかし義演が「来年是非申沙汰之心中也」とした希望にもかかわらず事態は進まず、慶長二年(一五九七)には「後七日法近代退転、歎入者也、内々申沙汰之心中也、雖然作障故打過了、自宗零落云、朝家御無沙汰云、密法衰微、可悲々々」と、彼は悲観的な思いにかられたり、また思い直して、慶長四年には、「後七日御修法近代退転歎入者也、予当職

中再興申度念願」と日記に記して、再び義演が東寺長者に在る間の実現を強く望んでいたのである。しかしこの時も後陽成天皇の体調がすぐれず、「当今、旧冬ヨリ御不予ニ付、不及申入、遺恨々々」と実現させることができなかった。

この時の天皇の体調不良とは、医師曲直瀬玄朔の記録によると、天皇はしばしば胃痛や眩暈、嘔吐などを繰り返して、これがいわば天皇の持病ともなっていた。服部敏良氏によると、後陽成天皇は慶長二年に突然眩暈をおこし、その後、臍の辺りに癰ができたのをはじめとして、常に胃腸病に悩まされていたという^⑧。したがって義演が後七日御修法の再興を熱望しながら果たせなかったのは、ちょうど天皇の体調がこのような時であったのである。しかし義演は、慶長四年正月八日条の日記に、「朱唐櫃并五大尊・十二天以下ノ諸道具、東寺宝蔵仁大師以来ノ儀、則一物トシテ不散失、奉納テ在之、タノモシキ者歟」と、御修法に必要な諸道具が東寺宝蔵に一つとして欠けることなく保存されている旨を確認した文章を書き記している。つまり義演としては、天皇の許可さえ下りれば、いつでも執行できる体制は整えていたものと考えられる。

その間、慶長一六年には後水尾天皇が踐祚していたが、事態はいっこうに進展することはなかった。ところが元和八年（二六二二）十二月朔日、義演が、再興についての後水尾天皇の内意を伺った。それにつき『義演准后日記』は、「後七日御修法ノ儀、内々伺了、今日、太閤、北村主水ヲ被召、具承候趣ハ、女三様御伺被成候処ニ早速可被仰出由也、近日勅使可下云々、先珍重」と、太閤＝鷹司信房が詳細を北村主水（他の事例からして北村主水は三宝院の家司であろう）^⑨から聞くと同時に、女三様＝清子内親王が天皇が近日、後七日法奉行についての勅使を立てる旨の内意を聞いたのである。のちにもふれるが、この鷹司信房は、義演の

江戸時代前期における朝儀の復活

兄に当たる。翌々日の三日、天皇の意が「後七日ノ儀、叡慮相調由、太閤ヨリ被仰畢、歡喜不如之、則記録共撰之」と太閤から義演に伝えられ、義演は早速、関係記録の整理などの準備にとりかかった。そしてついに八日、再興についての勅使が下されたのである。「後七日御修法就御再興、予可參勲旨、三条大納言為勅使被仰出」。勅使は三条公広であった。慶長五年正月八日の日記には、なかなか実現しない苛立ちから「朝家當時可然臣下仁躰無之歟」と批判の言葉を書き記してもいたが、この日の日記には、「叡慮過分、為法為宗、殊為法流為門跡何事如之哉」と、その喜びを最大限の表現で書き表したのである。

以上の経過からも明らかのように、元和における後七日御修法の再興は、東寺長者義演の主導によって行われた。このことは何も義演だけが主張しているのではなく、『後水尾院當時年中行事』^⑩に、「真言院の御修法ハ久しく絶て、元和の比までハ太元帥の法のみ宮中にて行はれしを、故三宝院（義演）再興ありたき事と歎き申さる、よし伝き、て、長祿已後絶たりしを、元和九年再興してより」云々と、後水尾院自身の編纂書物にも書き遺されていることから明らかである。

二、再興後、後七日法の具体相

では、一六二年ぶりに再興された後七日御修法は、どこで、どのように執り行われたのか。かつて後七日御修法が行われた宮中真言院はもはや存在しない。したがって当然、代替を他に求めなければならぬ。『真言院後七日記』^⑪は、「于時阿闍梨法務准三后義演、依為官長奉詔命、准当初于真言院構道場、於紫宸殿令勤修給了」と紫宸殿で行われたと記し、他の諸記録もいずれも、紫宸殿あるいは南殿と記しているから、紫宸殿の一部に仮の道場を作り、修法を行ったのである。それは長祿再興

時の例に倣ったものであったが、その詳細について義演自身は日記に

道場料理事

紫宸殿東西七間、南北五間也、中央間一丈、三間五寸、西方懸金剛界万タラ、東方
 台藏万タラ、向両界建両本、壇脇机札盤、壇上供具如例、東二寄テ
 北向二建息災護摩壇、西二寄建増益護摩壇方東、同西二寄北向二立、
 聖天壇北長押二懸、五大尊從丑寅角順二東南西二懸、十二天各前二
 立高机、備香花仏供灯明、五大尊前同前、南方ノ柱二東西行引大幔、
 当壇名左二立御衣机足八、前二立香水机アサリ疊向、御衣方東敷之、南
 方幔外二東西行二北江臂折明之通路料伴僧座敷之、

と記している^①。慶長度の内裏造営によって、紫宸殿の正面が七間、側面
 が五間であったことは、藤岡通夫氏の『京都御所』（彰国社、一九五六）
 によって明らかにされている。したがって義演によるこの記述は、紫宸
 殿全体の規模を示したもので、その内部の中央間一丈三尺五寸（約四メ
 ートル）が、このたび再興時に用いられた空間ということであろう。『永
 治二年真言院御修法記図』^②に収められた図によると、平安時代後期の壇所
 の規模は五間四面となつているから、それとはもはや比較にならない小
 規模なものであった。諸道具の配置については、両界曼荼羅や五大尊の
 位置は従来のものであったが、かつて壇所の東端に南北にわたって懸け
 られた十二天が、このたびはどこに懸けられていたのか、義演のこの史
 料からは窺うことができない。なお後七日御修法が行われた規模につい
 ては、日野資勝の『資勝卿記』も比較的詳細で、^③

今日後七日御修法アリ、三宝院殿法務ニテ被勤、百四五十年無之義
 也、本尊モ靈宝モアマタ東寺より参、紫宸殿東西二幅二間計二、豎

三四間有、東行ノ壇三宝院殿護摩ノ壇立北二間、松権僧正北ノ賢聖障
 子ニヨリテ又護摩ノ壇立東向、水本也、又西二行ノ壇有、真中程二
 門跡大紋帖一ツ有、其北二仏舍利乘高机有、

云々と記している。この記述に登場する松権僧正とは、『醍醐寺聖教目
 録』など周辺の史料から判断して松橋流の松橋権僧正であろうが、ここ
 にみられる「紫宸殿東西二幅二間計二、豎三四間有」とあるのは、紫宸
 殿全体の規模を指しているにしては、あまりにも違いすぎる。紫宸殿内
 部に設けられた壇所の規模を指すものと考えれば、義演によって記され
 た一丈三尺五寸とほぼ同程度となる。したがって『義演准后日記』と
 『資勝卿記』とをあわせて考えると、紫宸殿内に臨時に設営された後七
 日法の空間は、横一丈三尺五寸、豎二、三間であったことなるう。も
 ちろん真言院の壇所と比ぶれば、かなり縮小されたものであった。また
 『東寺百合文書』ふ函の「元和九年真言院後七日御修法請僧等事」には、

八日為年始朝拜参 内、御加持如例、次執行奉入道具唐櫃於南殿儀
 如常、次亥一点藏人持来御衣、抑後七日御修法者、尋濫觴於漢朝肅
 宗帝乾元々修之、求当初於日域仁明主承和二始之、従尔已降至長祿
 四曆而相統雖経六百二十余之星霜、忽竟正二歳而闕退徒送百六十二廻
 之年月、爰不凶窮臘蒙鳳 詔繼絶新春下鴻命興廢、于時元和九稔之
 青陽、構内庫於紫宸殿大簇八日之黄昏准会场於真言院、考甲乙臨東壇
 所祈者 宝祚延長祈念者黎民快樂觀今朝之深雪立豊年之喜瑞、庶幾
 乾氣、

とある。こうした元和九年再興時の紫宸殿における道場の絵図については、
 いまだ実見するには至っていないが、延宝四年時の絵図が『醍醐寺聖教目

録』一一〇函一一の延宝四年「後七日法私日記」のなかに残されている。^④

ところでこの元和の再興問題に関して、先に注(7)で示したところの田中博美氏が翻刻・紹介された「後七日御修法翌年記(元和十/寛永元改)」がきわめて重要な史料である。本史料中には、紫宸殿を道場として用いたのは、「去年(元和九/癸亥)後七日御修法御再興、任長禄四年之例、為紫宸殿於道場被行之畢」と、長禄の再興時の例に倣ったものであることが述べられているほか、そのための費用についても述べられているからである。該当する部分を引用することにしよう。(引用に当たっては旧漢字と異体字を新字体・当用漢字に改め、読点を補った)

旧冬、对両伝奏被成女房之奉書候了、則両伝奏捧彼奉書板倉周防守宿所え被相向、後七日御修法可有御執行、仍可下行由被申伝云々、防州申云、来春御修法可被成御執行段珍重奉存知云々、但江戸え一往得御意渡申度候条、先従 禁裏御蔵可被相渡候、一返事次第従將軍御蔵早速渡可申由申上云々、依之御蔵ヨリ式百石、十二月廿三日相渡畢、凡建武動乱以前ハ、諸国ノ齋物ニテ被行之ト見タリ、後西酉天皇以来ハ、將軍ノ計トメ、或三万疋或二万疋下行云々、当御宇定而將軍ノ御蔵ヨリ可渡歟、

私の問題関心に即していえば、本史料で注目すべき事柄は、(1) 所司代板倉重宗が御修法の再興に当たって、江戸の了解をとりつけていること、(2) 費用として二百石が幕府より出されていること、(3) 幕府が御修法の費用を出すようになったのは、後醍醐天皇、つまりは室町幕府になって以降であると認識していること、の三点であろう。これに続けて同文書には、その内訳が次のように列記されている。

江戸時代前期における朝儀の復活

六十五石 伴僧十三口分 五石 ■ 息災 護摩并僧正二加増

三石 増益護摩加増 式石 五大尊供加増

式石 十二天供加増 式石 聖天供加増

三石 大行事 一石 小行事 俱保參之

一石 執行 式石 東寺 一八 中綱職掌二人中

四石 承仕四人 五石五斗 出納脂燭燈料

木具番匠料 幔布代 仏供料 檜物師料

油料 七斗百疋代 神泉水酌料

道具運人夫料 薪料 坊官 御訪料

侍 御訪料 進物料

式石八斗 酒料 菜以下料

炭料十一俵 四石 □御蔵ニテ引也

五斗三升

以上の合計は百三石五斗三升で、二百石を幕府が拠出していることが事実であるとすれば、残るおよそ九六石五斗分の使途は不明である。もともとこれら後七日御修法に関連する費用は、時代によって内容や額に変動があったことが予想されるのは当然である。例えば『新修大正大蔵経』圖像第十巻に納められている鎌倉時代末の「後七日御修法雑集 下」には、

真言院後七日御修法本供支配

合三十二石五斗

九石、大壇供并護摩五大尊十二天壇等料、加箇壇御仏供二坏料三斗
 一石、聖天供料
 三石五斗、大阿闍梨御供料
 九石八斗、伴僧大行事等料^{七別}
 九斗六升、承仕五人食料
 八斗、駟仕五人食料
 三斗、左右等十三人食料
 六斗六升、仕花
 五斗、少行事供料
 五斗、東寺壇供運料
 二石、物請二人給
 一石、^{穢穢}二種粥料
 已上三十石三斗六升、残一石八斗四升
 油一石三斗支配
 四斗、大壇并十二天五大尊御明料
 七升、聖天供壇料
 七升、息災
 七升、増益
 七升、大阿闍梨御房油料
 二斗九升四合、伴僧十四口房油料^{三別}
 一升、少行事
 二升、物請二人料^{但人別一升}
 三升五合、御房中所々
 已上一石四升九合、残三斗五升一合

となっており、この額は『覚禪鈔』に所収された「後七日」関係史料中

の「真言院^御後七日後修法本供支配」に記された数字と比較すると、大差はないが、全体の石数や各項目ごとに少しずつ相違がみられるし、さらに『後七日御修法翌年記』と比較すれば、全体の石数はもろろんのこと、同一項目を比べてみても、その数字には大きな隔たりがみられる。こうして、元和九年の後七日御修法の再興は、幕府の経済援助をうけながら再興され、挙行されたのであった。

三、文化史上の位置づけ

応仁・文明の乱時、中断を余儀なくされていた各種の朝儀が、文明年間後半から復興の兆しをみせていたとはいえ、十分な回復をみるには至らなかった。酒井信彦氏によれば、それは衰退した幕府からの経済援助が行われがなくなったのも原因の一つだが、何よりも「朝儀に対する公家衆の意識の変化、すなわち熱意の低下」こそが、主たる要因であった。¹⁶それが再び近世初期になって王朝時代に範を取るような朝儀の復興が計られるようになったのである。¹⁷後水尾院時代、『年中行事絵巻』の模写本が作製されたことが、そのもつとも顕著な現れであろう。しかしこれらの朝儀の復興は、ある特定の天皇の時代に限り行われたものではなかった。

近世における朝儀の再興を分析された米田雄介氏は、その論考「朝儀の再興」で幾つか重要な事象を指摘されている。¹⁸例えば後陽成天皇の時代、幾つかの朝儀が復活されたが、その後継続したものとならなかった朝儀も多くあったこと、後水尾天皇の時には、後陽成天皇の時代に中断されていた朝儀の復興がみられること、などだが、なかでも歴代天皇のうち、後水尾天皇の息である霊元天皇の朝儀再興にかける情熱に注目されているのが注意されよう。つまり朝儀の復興は、近世中期まで断続的

に行われていたことになるのである。

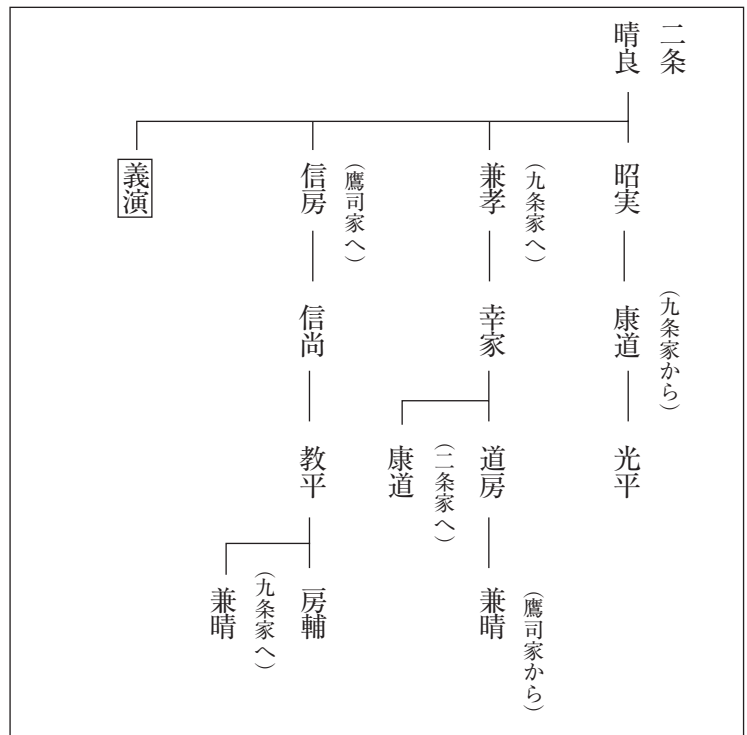
米田氏はこの論考のなかで、後水尾天皇の時、踏歌節会・後七日法・県召除目・殿上淵酔などが復活されたが、後七日法を除けば、他の行事の復活は、いずれも後陽成天皇時に中断していたものの復活であったことを、指摘されている。つまり年頭の重要な朝廷行事のなかでは、後七日御修法がもつとも遅れて再興されたのであった¹⁸⁾。

ではなぜこの時に後七日御修法の再興が果たされたのであろうか。これについてはやはり、醍醐寺の中興に大きな力を発揮した、義演という人物の、再興に賭ける熱意と、朝廷側に対する強い働きかけが大きな力となっていたことは、疑いなくであろう。義演は、二条晴良の子、兄弟としては二条家を継いだ兄昭実、養子に入った九条兼孝・鷹司信房がおり、五摂家のうちの三人を実に二条家出身者が占めている。このことは義演の朝廷に対する一定の影響力を考えるうえで、無視することはできない（系図参照）。先に再興の内意を兄鷹司信房から伝えられたことが、そのことをよく示している。加えて二条家は、即位灌頂時における即位印明伝授者としての地位を、中世以来固めており、このことによつて天皇に対しては「至于今称天下御師範」としての力を誇示していたのである¹⁹⁾。一方幕府に対しては、義演の兄昭実は親徳川公卿として知られ、その子康道より二条家は代々、徳川將軍家の猶子となつてその偏諱をうけるのを例としていた。つまり江戸時代の二条家は、朝幕双方と密接な関係をもつていたのである。義演が政治的な力を発揮しえたのは、彼のもつ卓越した能力もさることながら、出身の二条家がつこうとした環境もおおいに力となつていたことは疑いない。

あるいはまた、慶長年間、真言宗内の覇権をめぐつて、高野山の頼慶と義演との間で、激しい相論があり、徳川家康の裁定によつて、頼慶が退けられるという経緯があった。この相論の経過は辻善之助氏によつて

江戸時代前期における朝儀の復活

二条家のなかの義演



詳細に語られているが、義演は相論の過程を通して真言宗内における地位を不動のものとしただけでなく、幕府やこの相論を通して義演に肩入れした金地院崇伝・円光寺元信などとの関係も、より強いものにしていった。つまり義演は公武との関係、宗派内における地位を盤石のものとしていたのである。長祿の中断以降、歴代の東寺長者がなしえなかった後七日御修法の再興が果たされた背景には、以上のような状況があったものと考えられる。

これは米田氏もすでに指摘されていることだが、朝儀の復興に当たっては幕府の経済的な支援なしにそれを果たしえたとは考えがたい。事実、

先にも触れたように、伝奏から後七日御修法再興の相談をうけた所司代板倉重宗は、江戸にその旨を報告して了解をとりつけるとともに、その費用として二百石を拠出しているのである。幕府による経済支援が、「後七日御修法翌年記（元和十／寛永元改）」にみられたように、後醍醐天皇の時代、すなわち室町幕府の初期からであったのかどうかを検証する史料には接していないが、しかし『大乘院寺社雑事記』文明十二年（一四八〇）正月四日条には、「仍今年節会等一切公事不行之、末代至極事也、尊氏將軍以来、公家御儀毎事武家より申沙汰、九牛一毛也、当代又一切断絶、武家御冥伽事盡畢」とあって、朝儀に対する幕府の援助が尊氏時代からあったとする認識が、中世後期の公家社会にはすでに存在していたことを窺わせるのである。そして徳川幕府にもこの伝統は継承されていただろう。

むすびにかえて

紫宸殿における後七日御修法は、本稿が分析対象とした元和九年の再興以後、近代を迎えるまで連続として挙行された。しかし再興時の後水尾天皇をとりまく政治環境に対する評価としては、天皇と幕府との対立関係との図式が描かれるのが通説である。たしかにそうした側面のあったことは否定できないが、しかしそれを単純な対立関係としてみるのは一考を要しよう。

この問題に関して深谷克己氏は、「朝幕関係は疎隔であるどころかきわめて緊密」であり、「この緊密さの土台には、「貴種」家としての親戚関係があることを指摘」するとともに、「朝廷の役割の一つが、神事、すなわち、祈祷の機能にあることは疑えない。ここで天皇あるいは朝廷は、將軍あるいは前將軍の生命維持、言いかえれば、將軍権力自体の存続を

日本の神に祈るのである」としているのは、注目すべき指摘である。^②

後水尾天皇が退位後、造営に力を注いだ修学院離宮中御茶屋客殿八景図襖の「七宝三葉葵菊花文引手付」の引手は、この名称の通り、引手の中央にある葵を四つの菊が取り巻く意匠となっている。この意匠になんらかの寓意を読みとろうとするかどうかについては、意見の分かれるところであろうが、深谷氏の指摘を参照した時、この意匠は、両者の関係を示して象徴的である。

つまり本稿で分析した後七日御修法の再興は、以上のような朝幕関係の上にたって行われたものであることは疑いなく、この点に、後七日御修法再興の意義を求めることができよう。^③

注

- ① 江戸時代初頭の朝儀復興については、早くには熊倉功夫『後水尾院』（朝日新聞社、一九八二）などがある。また後七日御修法再興問題については、例えば、『密教大辞典』（法蔵館刊）『国史大辞典』にはそのことが記述されているし、またのちにも触れることになる米田雄介「朝儀の復興」（『日本の近世』第二巻辻達也編『天皇と將軍』中央公論社、一九九一年）、あるいは村主恵快「後七日御修法について（その二）」（『密教学』二四号、一九八八年）など。
- ② 仁和元年（八八五）に太政大臣藤原基経が献じたといわれる『年中行事御障子文』や長元二年（一〇二九）以降の成立とされる『小野宮年中行事』には、後七日御修法は記載されておらず、同期日に修される太元師法のみが記載されている。これらのことから後七日御修法についての認識が、当時の公家間にはさほどなかったのではないかと考えられる。公家間における認識には、確かにそうしたものであったと考えられる。一方、真言宗側にとっては、きわめて重要視されていたことは、『東寺百合文書』にもちろんのこと、『東寺執行日記』該当記事をもて明らかである。
- ③ 井原今朝男著『中世寺院と民衆』（臨川書店、二〇〇四年）一四二頁から一五五頁。

④ 東京大学史料編纂所蔵影写本『田中教忠氏所蔵文書』四冊、天正八年三月一六日付「正親町天皇繪旨写」。なお「田中教忠氏所蔵文書」は、現在、国立歴史民俗博物館に所蔵され、『田中穰氏旧蔵典籍古文書目録』が同館から発行されている。また同文書のデータベースがホームページ上で公開されているが、そのいずれにも本文書を認めることができなかった。

⑤ 『統史愚抄』。

⑥ 『大藏経』 図像第十巻所収。

⑦ 服部敏良『室町時代(安土桃山)時代医学史の研究』(吉川弘文館、一九八八年第二刷。初刷は一九七一年) 四六九頁から四七〇頁。

⑧ 田中博美氏が翻刻・紹介された「後七日御修法翌年記(元和十/寛永元改)」(醍醐寺文化財研究所「研究紀要」一八号、二〇〇〇年)の紙背文書には、後七日御修法への参動に関する各氏からの「喜多村筑後」宛の文書が四点含まれているが(但し年号はなし)、そのことから、喜多村氏が実務的な作業に携わっていたことが窺われる。

⑨ 『改訂史籍集覧』 廿七。

⑩ 文化庁文化財保護課美術工芸課『醍醐寺聖教目録』(五) 四一―二頁所収、二九四函一〇「真言院後七日記」奥書による。

⑪ 『義演准后日記』 元和九年正月八日条。なお同日記の未刊行分については、東京大学史料編纂所写本による。

⑫ 『続群書類従』 釈家部、巻七二一。

⑬ 『資勝卿記』 元和九年正月八日条。同日記は内閣文庫所蔵の写本による。

⑭ 文化庁文化財保護部美術工芸課『醍醐寺聖教目録』 一一〇函の一一の延宝四年「後七日法私日記」。御修法の図としては、『年中行事絵巻』所収のものなどが知られている。本絵巻の真言院の場面については、これまで幾つかの研究が蓄積されてきているが、近年のものとして栗本徳子『年中行事絵巻』「真言院」の段の成立について(『文化史学』 五〇号、一九九四年)をあげておく。なお『年中行事絵巻』の真言院の場面と延宝の絵図との間には幾つかの相違点がみられるが、本稿は時代による後七日御修法壇所の比較検討を目的とはしていないので、その相違については

具体的にはふれない。

⑮ 『大藏経』 図像第四・五巻所収。

⑯ 酒井信彦「応仁の乱と朝儀の再興」(『東京大学史料編纂所紀要』 五号。一九九五)

⑰ 王朝時代に範をとったのは、朝儀といった儀礼だけではなく、この時期の寺院の新造・修復事業においては、王朝時代に回帰した復古様式が採用されることが多かったとの指摘がある(京都市編『京都の歴史』 第五巻 第三章一節「社寺の再生」)。

⑱ 前掲注1に既出。

⑲ なお『後水尾院当時から中行事』を分析された酒井信彦氏は、本史料が著わそうとした対象は、「伝統的な古代以来の朝儀ではなくて、世俗的な内々のな行事であった」との、注目すべき指摘を行っている(『東京大学史料編纂所紀要』 七号、一九九七)。

⑳ 三条西実枝『三内口決』(『群書類従』 雑部、巻四七二)。なお二条家の即位灌頂問題については、近年では松本郁代「中世の即位灌頂と「天皇」―真言方即位法における即位印明の構想―」(『立命館文学』 五八五号、二〇〇四)があり、近世におけるこの問題については、橋本政宣『近世公家社会の研究』 第五部第二章「即位灌頂と二条家」(吉川弘文館、二〇〇二)を参照のこと。

㉑ 辻善之助『日本仏教史』 第八巻「近世篇之二」、一七八頁から二〇五頁。

㉒ 深谷克己著『近世の国家・社会と天皇』 第一部第三章「寛永期の朝幕関係」 一一一頁・一二二頁(校倉書房、一九九二)

㉓ 二〇〇三年一〇月から一二月にかけて、京都国立博物館で開催された特別展覧会「金色のかざり―金属工芸にみる日本美」の図録による。

㉔ 菊と葵を配列した意匠としては、東福門院の光雲寺蔵「東福門院念持舍利宝塔」の台座に描かれたものが想起される。この意匠は、菊を真ん中にしてその左右に葵を配したものであるが、その意味するところは根本的に異なるだろう。

(本学文学部教授)